

秋田県告示第545号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項の規定により、次のとおり平成28年度における児童福祉司の数を定めたので、公示する。

平成28年9月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 児童福祉司の数
 - （1） 北児童相談所 5名
 - （2） 中央児童相談所 14名
 - （3） 南児童相談所 6名
- 2 適用日 平成28年10月1日